

議案第28号

愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年5月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の
改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年愛西市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。